

◇ 認定に係る手数料の金額

認定種別			手 数 料	
			評価機関審査を受けた場合	評価機関審査を受けていない場合
認定申請	住戸	1戸	7,900円	39,900円
		2戸以上5戸以内	13,000円	77,700円
		6戸以上10戸以内	20,200円	108,200円
		11戸以上	31,900円	151,100円
	共同住宅の共用部分	300㎡以内	13,000円	118,500円
		300㎡を超え500㎡以内	31,900円	195,600円
	建築物（住宅以外）	300㎡以内	13,000円	264,500円
		300㎡を超え500㎡以内	31,900円	420,200円
変更認定申請	住戸	1戸	7,900円	23,900円
		2戸以上5戸以内	13,000円	45,300円
		6戸以上10戸以内	20,200円	64,200円
		11戸以上	31,900円	91,500円
	共同住宅の共用部分	300㎡以内	13,000円	64,300円
		300㎡を超え500㎡以内	31,900円	112,300円
	建築物（住宅以外）	300㎡以内	13,000円	138,700円
		300㎡を超え500㎡以内	31,900円	226,000円
変更認定申請	1戸または1棟 (工事着手予定時期および工事完了予定時期の変更 のみの場合)		1,000円	

- ※1) 低炭素建築物新築等計画認定に係る手数料の金額については、審査に関わる人件費、審査に関わる事務費用等を勘案して設定。
- ※2) 低炭素建築物新築等計画認定申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、建築確認申請と同額の手数料を加算した金額となる。

【認定申請手数料計算例（評価機関審査を受けた場合）】

(1) 住戸単位の申請の場合

- ① 一戸建の住宅（1戸）の認定申請をする場合
7,900(円/棟)
- ② 6戸建の長屋にあって、3戸の住戸のみ認定申請をする場合
13,000(円/棟)
- ③ 2戸建の共同住宅にあって、1戸の住戸のみ認定申請をする場合
7,900(円/棟)

(2) 共同住宅の住棟単位の認定申請をする場合

- ① 2戸建、共用部分の面積が20㎡の共同住宅にあって、全ての住戸（2戸）の認定申請と住棟単位の認定申請をする場合
 $13,000円 + 13,000円 = 26,000(円/棟)$
(住戸2戸) (共用部分の面積)
- ② 2戸建、共用部分の面積が20㎡の共同住宅にあって、1戸のみの住戸単位の認定申請と住棟単位の認定申請をする場合
 $13,000円 + 13,000円 = 26,000(円/棟)$
(住戸2戸) (共用部分の面積)

※住戸単位の申請が少なくなっても共同住宅の総戸数により住戸部分の申請手数料が決まるため、①と同額となります。

(3) 建築物の認定申請をする場合

- ① 180㎡の工場を申請する場合
13,000(円/棟)
(工場部分の面積)
- ② 6戸建の共用部分の面積が0㎡の長屋の1戸に45㎡の店舗が存する場合にあって、全ての住戸（5戸）の認定申請と住棟単位の認定申請をする場合
 $13,000円 + 0円 + 13,000円 = 26,000(円/棟)$
(住戸5戸) (共用部分の面積) (店舗部分の面積)
- ③ 6戸建の共用部分の面積が0㎡の長屋の1戸に45㎡の店舗が存する場合にあって、1戸のみの住戸単位の認定申請と住棟単位の認定申請をする場合
 $13,000円 + 0円 + 13,000円 = 26,000(円/棟)$
(住戸5戸) (共用部分の面積) (店舗部分の面積)

※住戸単位の申請が少なくなっても長屋の住戸総戸数により住戸部分の申請手数料が決まるため、②と同額となります。